

安城市集合住宅向け電気自動車等充電設備普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策として市内における電気自動車等の普及を図るため、市内の集合住宅に電気自動車等の充電設備を設置した者に対して予算の範囲内で交付する集合住宅向け電気自動車等充電設備普及促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、集合住宅（市内の建築物で、1棟内に構造上区分された複数の独立した住戸を有するものをいう。以下同じ。）の所有者、居住者、管理組合等の当該集合住宅全体を管理する権限を有する者又はその者の許諾を得て次条に規定する補助対象設備を設置しようとする者であって、一般社団法人次世代自動車振興センターからクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「センター補助金」という。）の交付の決定を受けているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

(1) 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 市税を滞納している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）又はプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための次に掲げる設備（新品のものに限る。）であって、集合住宅に居住する者が所有し、又は使用するもののうち、補助対象者が受けたセンター補助金の交付の決定に係るもの（以下「補助対象設備」という。）を当該集合住宅に属する駐車場に設置することとする。

- (1) 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- (2) 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口
- (3) 前号に掲げる設備を装備する盤状又は筒状の筐体きょうたい
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）（令和5年3月30日施行。以下「交付規程」という。）別表1の3の項補助対象経費の区分の欄に掲げる充電設備の購入費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める数を超える補助対象設備の設置に係る経費は、補助対象経費としない。

- (1) 前条第1号及び第3号に掲げる設備 合計5基
- (2) 前条第2号に掲げる設備 集合住宅に属する駐車場の収容台数又は10基のいずれか少ない数
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が交付の決定を受けたセンター補助金の額のうち、補助対象経費に係るものと同額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、安城市集合住宅向け電気自動車等充電設備普及促進補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の決定を受けようとする年度の12月28日（同日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 設置概要書（様式第2）
- (2) センター補助金の交付の決定に関する通知書の写し
- (3) センター補助金の交付の申請時に提出した交付規程別表4に掲げる書類
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類（市長が市税の滞納状況に関する資料を閲覧することについて同意していない場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに、安城市集合住宅向け電気自動車等充電設備普及促進補助金実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) センター補助金の額の確定に関する通知書の写し
- (2) センター補助金の実績報告時に提出した交付規程別表5に掲げる書類
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類（市長が市税の滞納状況に関する資料を閲覧することについて同意していない場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を取り消した場合であって、既に支払った補助金があるときは、補助金の交付の取消しを受けた者に対し、当該取消しの日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。